

富里市立図書館団体貸出用視聴覚資料等の

貸出等に関する事務取扱要項

(平成15年4月1日館長決定)

(趣旨)

第1条 この要項は、富里市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する団体貸出用の視聴覚資料及び関係機材（以下「視聴覚資料等」という。）の貸出等に関し必要な事務の取扱いについて定めるものとする。

(利用対象及び利用手続き)

第2条 視聴覚資料等の団体貸出しを受けることができる者は、図書館の管理及び運営に関する規則（平成14年12月24日教育委員会規則第13号。以下「規則」という。）第9条第1項及び第2項の規定により図書館カードの交付を受けた団体とする。

2 視聴覚資料等の団体貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、図書館カードを提示し、視聴覚資料等利用申込書（別記様式第1号）を館長に提出しなければならない。

3 視聴覚資料等利用申込書の提出は、利用しようとする日の90日前から利用日の当日までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(貸出数量、期間等)

第3条 視聴覚資料等の貸出し点数は5点以内とし、貸出し期間は8日以内とする。ただし、館長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(利用の報告)

第4条 利用者は、当該資料等を返却する際に、利用報告書（別記様式第2号）を館長に提出しなければならない。

2 利用者は、利用した視聴覚資料等が故障又は破損した場合には、原状のまま返却することとし、利用報告書に故障又は破損した箇所及びその状況を記入して報告しなければならない。

(弁償)

第5条 館長は、利用者が故意又は過失により、その利用した視聴覚資料等に損害を与えたときは、当該利用者に修復に要する実費を弁償させることができる。

(利用者の遵守すべき事項)

第6条 利用者は、視聴覚資料等の利用について、次に掲げる事項を遵守しな

なければならない。

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反するための政治教育その他政治的活動のために利用しないこと。
 - (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反するための宗教教育その他宗教的活動のために利用しないこと。
 - (3) もっぱら営利を目的として利用しないこと。
 - (4) 第三者に転貸しないこと。
 - (5) 16ミリ映写機操作講習会修了者以外の者が当該機材の操作を行わないこと。
 - (6) その他館長が不適当と認めた利用をしないこと。
- (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

